

## マイカー使用の交通費の支給について

2016年4月1日

特定非営利活動法人 NPOホットライン信州

- 1、公共交通機関の利用が不便であることや、会議・行事等でマイカー使用をやむなしとする場合、交通費を支給する。

なお、全く同一行動により、出費のない同乗者には交通費は支給しない。

- 2、支給金額の算出方法は以下のとおりとする。

**走行距離×20円**

\*算出根拠

オイル、タイヤ消耗、車両維持管理一部負担を考慮した。

- 3、適用の範囲は、当法人の業務従事者等とする。

- 4、実施時期 **2016年4月1日より実施する。**